幼児教育・保育無償化についてのご案内

①満３歳以上で入園するお子様の保育料を無償化します。⇒【新1号認定】

幼稚園の入園料と保育料の無償化	◆入園料は、入園初年度に限って月割り（入園料÷初年度の在籍月数）を行い、無償化の対象となります。 ◆月割り後の入園料と毎月の保育料を合わせ、**月額２５，７００円（上限）まで**が無償化の対象となります。 ◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については、無償化の対象となりません。 ◆ただし、食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、年収360万円未満相当世帯のお子様と、小学校３年生以下のお子様から数えて第３子以降のお子様に対する**免除制度**があります。
必要な手続き （保育が必要なお子様で預かり保育を追加利用される方は、②の申請手続きを参照してください。）	◆事前に市の認定を受ける必要があります。 （市外にお住まいの方は、住所地の市町村でのお手続きとなります。） ◆入園先で**申請書類**を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。3ページ目「申請に必要な書類」を参照してください。 **申請書の提出期間** **●4月に入園するお子様　…令和５年２月28日（火）まで** **●5月以降に入園するお子様　…入園月の前月の20日まで**
どのように無償化されるか	◆認定を受けたお子様については、認定日以降の入園料と保育料を納入する必要はありません。（ただし、無償化上限額を超える場合には、超過分をご負担いただきます。）

②平成29年４月２日から令和２年４月１日の間に生まれ、保育が必要であることを認定されたお子様（新2号）、または、令和２年４月２日以降に生まれ、市民税非課税世帯であるお子様（新3号）については、①の保育料に加え、預かり保育の利用料も無償化となります。⇒【新2号・新3号認定】

預かり保育の無償化	◆共働きなどにより**保育が必要なお子様**を対象に無償化を行います。 ◆（新2号）**月額１１，３００円 と ４５０円×月の利用日数 のいずれか少ない額**が無償化の月額の上限となります。 ◆（新3号）**４５０円×月の利用日数 を上限に**無償化となります。

必要な手続き	◆事前に市の認定を受ける必要があります。 （市外にお住まいの方は、住所地の市町村でのお手続きとなります。） ◆入園先で**申請書類**を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。3ページ目「申請に必要な書類」を参照してください。 **◆保育を必要とする理由について確認が必要となります。** 申請の際には、理由について確認できる書類（就労証明書など）を添付する必要があります。 ◆認定後、世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定変更となり、それ以降の預かり保育の利用料は無償化の対象外となります。** （下の（例）をご参照ください。） **申請書の提出期間** **●4月に利用開始するお子様　…令和５年２月28日（火）まで** **●5月以降に利用開始するお子様　…開始月の前月の20日まで** **●保育を必要とする理由に変更（終了含む）がある場合** **…変更が生じる月の前月の25日まで** **※認定期間終了日までに、必要書類の提出がなかった場合、終了日以降の預かり保育の無償化が受けられなくなりますので、余裕をもってお手続きをお願いします。**

（例）幼稚園・預かり保育の両方を利用する方が、12月末で保育を必要とする理由がなくなった場合の無償化の取扱い

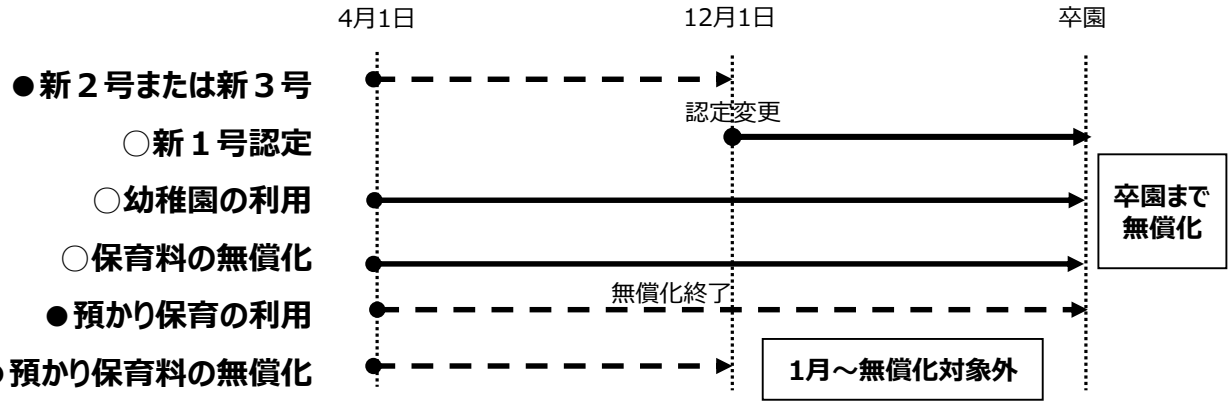

保育を必要とする理由がなくなって以降も、預かり保育の利用はできますが、利用料は無償化対象外となります。一方、幼稚園の保育料については、卒園まで無償化対象のまま変わりません。

どのように無償化されるか	◆無償化上限額（表面参照）の範囲内の利用料については、納入する必要はありません。 ◆利用料が無償化上限額を超えるに場合には、超過分のみ入園先に納入いただきます。

申請に必要な書類

○ **全ての書類をそろえてから** 申請してください。

必 要 書 類	新2号認定	新３号認定
施設等給付認定申請書兼現況届【市様式】	**必要**	
個人番号・本人確認書類　⇒ P3 ① へ	**必要**	
重要事項確認書【市様式】	**必要**	
保育が必要なことを証明する書類　⇒ P4 ② へ	**必要**	
世帯の状況を証する書類　⇒ P5 ③ へ	**必要な場合あり** ・ひとり親世帯の場合 ・障がい者(児) と同居している場合　など	
市町村民税額及び所得がわかる書類 ⇒ P5 ④ へ	**不要**	**必要な場合あり** 令和4年1月1日 または 令和5年1月1日に八戸市に住民登録がない方

○ **提出先**

入園を希望する幼稚園へ提出してください。

○ **申請書類の様式**

市窓口や施設等で入手することができます。
また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
※書類を訂正する場合は、二重線で取り消して訂正してください。修正テープ等は使用できません。

① 個人番号（マイナンバー）確認及び本人確認書類

※ 申請者（手続きする方）の次の書類をお持ちください。
※ 郵送の場合や保育所等に提出する場合は、写しを提出してください。

新２号･新３号認定

マイナンバー(個人番号)確認書類 ※いずれか1点※両面		□ 個人番号カード（顔写真付）…1点で本人確認もできるため、本人確認書類の提出不要。 □ 通知カード □ 個人番号が記載された住民票等
本 人 確 認 書 類 ※個人番号カード（顔写真付）以外でマイナンバー確認書類を提出する場合は必要です。	顔写真付き身分証明書（１点可）	□ 住基カード（顔写真あり）　□ 運転免許証または運転経歴証明書 □ パスポート　□ 身体障害者手帳　□ 精神障害者保健福祉手帳 □ 療育手帳　□ 在留カードまたは特別永住者証明書 □ その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの
	その他本人確認書類（2点必要）	□ 各種健康保険被保険者証　□ 年金手帳 □ 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 □ 介護保険被保険者証 □ その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの

★本人確認書類は、認定申請の取下げなどの手続きの際にも必要となります。

②保育が必要なことを証明する書類

※ 父母それぞれについて必要です。

※ 入所（希望）日時点の状況が分かる証明書類を提出してください。

新２号・新３号認定

保育を必要とする事由		証　明　書　類
就労 ※月64時間以上	雇用主がある場合 ・社員・パート・アルバイト等。 ・内定でも可。	**○就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】** ※本社以外（支社や事業所）の代表者による証明でも可。 ※雇用期間が有期の方で、雇用（予定）期間が入所（希望）日より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用（予定）期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。 ※雇用期間が有期の方で、更新予定がある場合は、就労証明書にその旨を記載してください。 ※証明日が令和４年10月１日以降の証明書を提出してください。
	自営業や報酬を受けている場合 ・事業手伝いを含む。	**○就労状況申立書【市様式】** ※申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。 ※申立日が令和４年10月１日以降の申立書を提出してください。
	農業従事の場合 ・農業専従者を含む。	**○就労状況申立書【市様式】** ※申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。 ※申立日が令和４年10月１日以降の申立書を提出してください。 **○農地基本台帳記載証明書** ※市内に農地がある場合、農政課（市庁別館７階）で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です。
	内職の場合	**○家内就労（内職）証明書【市様式】** ※証明日が令和４年10月１日以降の証明書を提出してください。
出産	出産月を含む前3か月 ～出産日から８週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	**○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し** ※八戸市の手帳の場合、**妊婦保健指導報告書**のページ
疾病・障がい	疾病・けが等	**○診断書【市様式】**
	障がい	**○次のいずれかの書類（写し）** ・身体障害者手帳　・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護（療育）手帳 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
介護・看護 ※月64時間以上		**○介護・看護申立書【市様式】** ※１日のスケジュールは、詳しく記載してください。 ※申立日が令和４年10月１日以降の申立書を提出してください。 **○診断書【市様式】 又は 次のいずれかの書類（写し）** ・介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの） ・障害者手帳等 ・施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの
災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	**○申立書【市様式】** ※申立日が令和４年10月１日以降の申立書を提出してください。 **○り災証明書**
求職活動・起業準備	90日を経過する日が属する月の末日まで	**○求職活動申立書【市様式】** ※入園後３か月以内に就労証明書等を提出してください。 ※申立日が令和４年10月１日以降の申立書を提出してください。
就学・職業訓練 ※月64時間以上	修了日が属する月の末日まで ・自動車学校の場合は１か月間のみ。	**○在学（受講）証明書** ※証明日が令和４年10月１日以降の証明書を提出してください。 **○時間割表・カリキュラム等（写し）**

③世帯の状況を証する書類 … **A～E** に該当する方は下記の書類を提出してください。

新２号･新３号認定

A ひとり親世帯	･全部事項証明書（戸籍謄本）（写し）
B 障がい者（児）と同居	次のいずれかの書類（写し） ･身体障害者手帳 ･精神障害者保健福祉手帳 ･愛護（療育）手帳 ･特別児童扶養手当の受給を証するもの ･国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
C 生活保護受給世帯	･生活保護受給資格証明書
D 就学前の兄弟姉妹が、認定を必要としない施設（※）を利用	･在園証明書（各園の様式）又は通所を証するもの （※）認定を必要としない施設 ＝ 障がい者通所施設等
E 要介護者と同居	介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）（写し）

④ 市町村民税額及び所得額がわかる書類 （父母それぞれ必要）（写し）

※ 新3号認定判定のために、市民税非課税世帯であることを確認する必要があります。

新３号認定

○令和４年１月１日に八戸市に住民登録がない方 ･･･ 令和４年度の税額・所得額がわかる書類
（令和５年４月～８月の保育料算定・副食費免除判定等のため）

○令和５年１月１日に八戸市に住民登録がない方 ･･･ 令和５年度の税額・所得額がわかる書類
（令和５年９月～６年３月の保育料算定・副食費免除判定等のため）

◎次のいずれかの写し

① 市町村民税 所得(非)課税証明書 … １月１日現在の市町村から取得できます。

② 市町村民税 特別徴収税額通知書 … 給与から特別徴収（天引き）されている方に通知されています。

③ 市町村民税 納税通知書 … 納税通知書により納付している方に通知されています。
（納税証明書ではありません）

（令和４年１月１日及び令和５年１月１日に八戸市に住民登録が**ある**方は上記の書類は**不要**です。）

※ 氏名・均等割・所得割・扶養人数・税額控除（住宅借入金特別税額控除等）がわかる書類が必要です。
※ 税額控除があっても記載がない場合は、確定申告書又は源泉徴収票の写しを添付してください。
※ 海外勤務等の場合、現地での税申告の証明等、海外での収入がわかる書類が必要です。
※ 八戸市に住民登録がない方について、所得が無い、または、控除対象特別配偶者であっても、保育料決定・副食費免除判定のために書類が必要となる場合があります。

◎マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。
総合メニュー ＞トップ ＞ サービス･手続き ＞ 社会保障･税番号制度(マイナンバー制度) ＞ マイナポータルについて
◇ マイナポータルのご利用はこちらから → マイナポータルサイト（内閣府）からログインしてください。

問合せ先
八戸市 こども未来課（市庁別館２階） 保育グループ
電話：０１７８－４３－９０９４ メール：kodomo@city.hachinohe.aomori.jp

みんなが、子育てしやすい国へ。
すくすく
ジャパン!